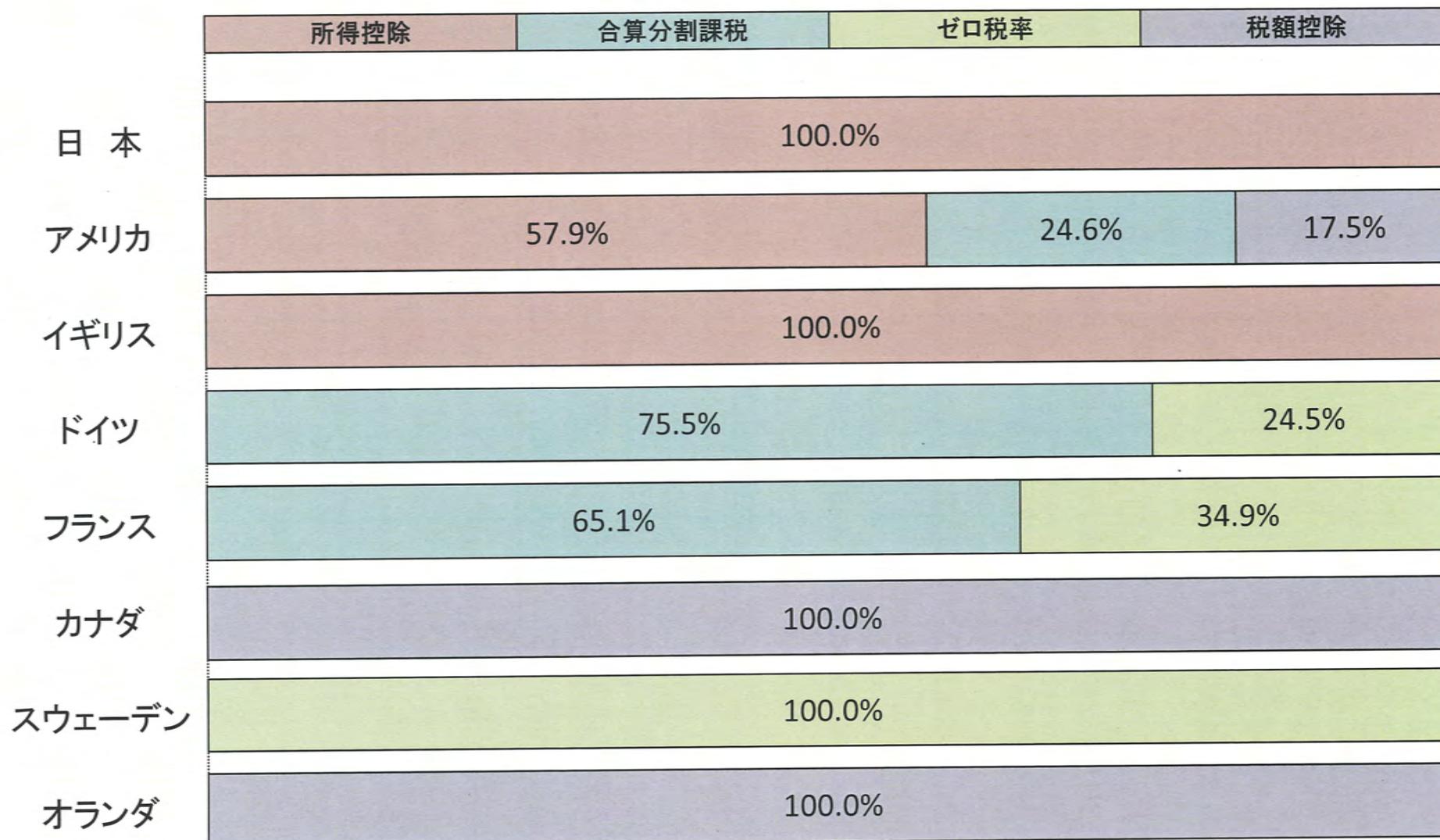


所得税における負担調整の内訳の国際比較 (夫婦子2人・平均給与)

(2015年1月現在)

○ 人的事情に対応した調整措置については、我が国では「所得控除」のみで税負担を調整することとしているが、主要諸外国では「所得控除」「合算分割課税」「ゼロ税率」「税額控除」と様々な手法を用いている。



(備考) 用いている給与収入の額は、OECD "Taxing Wages 2015"に掲載された平均給与額。夫婦子2人の世帯(専業主婦、就学中の19歳及び16歳)を想定。

所得税における負担調整の内訳の国際比較 (単身・平均給与の3分の2)

(2015年1月現在)

- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整(合算分割課税は適用なし)。
○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除				③ ゼロ税率	④ 税額控除		合計
		給与所得 概算控除等 (注1)	概算控除	基礎控除	社会保険料 控除		基礎控除	その他	
日本	327万円	69.1%(注2) (給与所得控除)	—	13.4%	17.5%	—	—	—	100%
アメリカ	3.3万ドル (387万円)	—	61.2%	38.8%	—	—	—	—	100%
イギリス	2.4万ポンド (435万円)	—	—	100%	—	—	—	—	100%
ドイツ	3.1万ユーロ (444万円)	11.7% (被用者控除)	0.5%	—	42.8%	44.9%	—	—	100%
フランス	2.5万ユーロ (362万円)	12.2% (概算控除)	—	—	29.0%	58.7%	—	—	100%
カナダ	3.3万ドル (340万円)	—	—	—	—	—	77.8%	22.2%	100%
スウェーデン	27万SEK (437万円)	—	—	—	—	100%	—	—	100%
オランダ	3.3万ユーロ (475万円)	—	—	—	—	—	46.2%	53.8%	100%

- (注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。
2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、57.0%となる。
- (備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD “Taxing Wages 2015”に掲載された平均給与額の3分の2。
2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(Cドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

所得税における負担調整の内訳の国際比較 (単身・平均給与の3分の4)

(2015年1月現在)

- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整(合算分割課税は適用なし)。
○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除				③ ゼロ税率	④ 税額控除		合計
		給与所得 概算控除等 (注1)	概算控除	基礎控除	社会保険料 控除		基礎控除	その他	
日本	649万円	57.4%(注2) (給与所得控除)	—	11.8%	30.8%	—	—	—	100%
アメリカ	6.7万ドル (774万円)	—	61.2%	38.8%	—	—	—	—	100%
イギリス	4.8万ポンド (869万円)	—	—	100%	—	—	—	—	100%
ドイツ	6.1万ユーロ (888万円)	10.6% (被用者控除)	0.5%	—	58.5%	30.4%	—	—	100%
フランス	5.0万ユーロ (724万円)	22.6% (概算控除)	—	—	52.2%	25.2%	—	—	100%
カナダ	6.6万ドル (680万円)	—	—	—	—	—	71.3%	28.7%	100%
スウェーデン	54万SEK (868万円)	—	—	2.9%	—	97.1%	—	—	100%
オランダ	6.5万ユーロ (942万円)	—	—	—	—	—	45.4%	54.6%	100%

(注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。

2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のブラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、57.3%となる。

(備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD「Taxing Wages 2015」に掲載された平均給与額の3分の4。

2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(Cドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。

3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。